

／甲府市空き家バンク登録物件を売買契約すると／
売り主の売買契約に係る費用最大**10万円**助成します！

買い主の改修費最大**50万円**助成します！

～甲府市空き家バンク活用促進助成金制度のお知らせ～

要件を
チェック！

主な要件

- ☐ 甲府市空き家バンク登録物件
- ☐ 市税に滞納がない
- ☐ 売買契約締結日（令和6年4月1日以降）から6ヵ月以内までに申請
（以下買い主に限る）
- ☐ 購入した空き家に5年以上定住する意思
- ☐ 自治会への加入

※要件等の詳細は事前に空き家対策課に確認を！

甲府市空き家バンクについては、
こちらのQRコードからご覧ください！



空き家バンク物件の**売り主**

【助成対象経費】

売買契約に係る各種経費

- ・ 所有権移転登記にかかる費用
- ・ 動産の処分費用
- ・ 不動産売買仲介手数料 など

【助成額】

助成対象経費の2分の1 上限 **10万円**

空き家バンクへの物件の登録については
 空き家対策課・空き家バンク制度の制度事業者へ
 （上記QRコードで確認）ご相談ください！

空き家バンク物件の**買い主**

【助成対象経費】

自身が居住するための改修工事費用

【助成額】

助成対象経費の3分の1

上限 **30万円**

・ 物件が**居住誘導区域内**または

買い主が**子育て世帯等**

上限 **40万円**

・ 物件が**まちなかエリア内**または

物件が**居住誘導区域内**かつ買い主が**子育て世帯等**

上限 **50万円**

（※子育て世帯等・・・子育て世帯、新婚世帯、移住世帯）

居住誘導区域ってどこ？まちなかエリアってどこ？申請方法は？

まずは市空き家対策課へお問い合わせください!!!

☎ 055-237-5350